

【全人連に提出した要請書】

2020年6月19日

全国人事委員会連合会
会 長 青山 侑 殿

公務労組連絡会
議 長 小畑 雅子

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 桜井 眞吾

全日本教員組合
中央執行委員長 小畑 雅子

地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請書

日頃から地方公務員の勤務条件の向上に努力されていることに敬意を表します。

新型コロナウイルスの関係で自治体職員・教職員は、昼夜を分かたず感染拡大防止をはじめ住民や子どもたちの命や暮らし、教育を守るため最前線で奮闘しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために外出自粛のもとで労働者の生活を守り、経済の落ち込みに歯止めをかけるためにも公務員賃金の改善をはじめ全ての労働者の賃上げを実現させていくことが必要です。

昨年、働き方にかかわって労働基準法の改正により残業時間の上限規制が行われましたが、地方公務員の長時間過密労働の実態は深刻です。さらに、追い打ちをかけるように新型コロナウイルス感染症に対する対応が求められています。公衆衛生をはじめとする現場では人手が足りず、多くの職員が過度なストレスでメンタル疾患を発症しかねない状況ともなっています。長時間過密労働の解消には、人員増が待ったなしの課題です。

本年4月から会計年度任用職員制度がはじまりましたが、一時金を支給する代わりに月例給を引き下げて年収ベースで同じ賃金に、教育現場では大部分の時間講師に一時金が支給されないなどといった法改正の趣旨を逸脱した自治体がありました。法改正の趣旨に則り、処遇改善をすすめることや不合理な格差是正を早急にすすめるよう人事委員会として勧告することが必要です。

以上をふまえ、第一線で奮闘する公務労働者の労苦に報い、良質な行政サービス・教育を提供するためにも、各地の人事委員会が労働基本権制約の代償機関としての責務と役割を果たされるよう下記要求の実現に尽力されることを要請いたします。

記

1. 住民の暮らしや子どもたちの教育のため、日夜、献身的に奮闘している自治体労働者・教職員を励ますとともに、「全体の奉仕者」としての誇りと尊厳を持って職務に専念できるように、生計費原則をふまえ、正規・非正規を問わずすべての公務労働者の賃金・労働条件を改善すること。

2. 民間給与実態調査にあたっては、単に民間の賃金水準と機械的に比較するのではなく、地方自治や地方公共団体のあり方、公務・公共サービスのあり方と密接不可分であることに十分留意して調査を行うこと。とりわけ、勤続・経験年数の加味、雇用形態、民間一時金水準の厳正な把握とともに、比較対象企業規模を100人以上にすること。
3. 職務給原則に反した賃金格差の拡大や高齢層の昇給抑制等をやめること。地域間格差を拡大する地域手当を廃止し基本給に繰り入れるとともに、初任給を改善すること。
4. 子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員の適正な賃金水準を確保すること。
5. 障がい者雇用を進めるための職場環境、人員の確保について意見の申し出や勧告を行うこと。
6. 感染拡大防止のために異常な長時間過密労働が発生しているため、実態を把握するとともに健康確保措置を確実にすること。また、必要な人員の確保を勧告すること。なお、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているか監督するとともに、必要な措置を行うこと。労働基準法33条3項の拡大解釈を認めず、同法36条にもとづく協定の締結を指導すること。
7. 感染拡大防止の観点からも少人数学級の実現と教職員の長時間過密労働の解消に向けた定数増を地方教育委員会に求めること。また、一年単位の変形労働時間制の導入は行わないこと。
8. 男女共同参画推進、女性の活躍推進の立場から、不妊治療、妊娠、出産、育児、家族看護や介護に関する休暇・休業制度等を拡充するとともに、休暇・休業制度が取得しやすい職場環境を整備すること。
9. 臨時・非常勤職員について、賃金をはじめ休暇制度など労働条件の改善、雇用の安定・均等待遇の実現などにむけて必要な対策の勧告を行うこと。とくに、会計年度任用職員制度については、期末手当の支給など正規職員との均等待遇確保を念頭に置いた賃金・労働条件の改善勧告を行うこと。
10. 定年年齢の引き上げにあたっては、生計費をふまえた所得水準を確保するとともに、65歳まで安心して働き続けられる職場・仕事となるよう人事委員会としての役割をはたすこと。なお、国家公務員法改正法案附則第16条第3項で「人事評価に関し必要な事項について検討を行い、施行日までに、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」とされているが、短期の評価を直接給与に反映しないこと。
11. 地方自治体等における労使協議を十分に保障するとともに、労働者の不利益を生じさせないよう人事院の勧告日に左右されることなく、地域民間実態を適確に反映した人事委員会勧告を行うこと。
12. 民間給与実態調査にあたっては、感染拡大防止策を講じ、調査員の健康保持を行うこと。なお、郵送などによる調査を行う際は、確認資料の添付を求めるなど調査の正確性が保持されるような対応を図ること。

以 上